

第3回 議会運営委員会

令和6年2月19日（月） 5階 第1委員会室	開会 8時58分 閉会 9時27分
---------------------------	----------------------

午前8時58分 開会

○委員長（榛葉利広君）

皆さん、おはようございます。

本当に大変暖かい季節というか、本当はもうちょっとまだ寒い時期だと思うんですけども、大変暖かくなりました。ただ、花粉がかなり飛んでおりますので、鼻が苦しい方が見えるかなと思います。暖かいのは非常にいいなというふうに思っております。

本日、今年最後の議会運営委員会ということになりました。一年間、委員長を務めさせていただきました。大変ありがとうございました。来年はまた新しい方が委員長になられると思いますが、しっかり支えていきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

ただ今から、令和6年第3回議会運営委員会を開会いたします。

ここで、市長より挨拶をお願いいたします。

市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

おはようございます。

ただ今、委員長がおっしゃったように、早くともう一年たっちゃったわけですか。本当にご苦労様でした。これで、22日また新たな役員選挙が議会で行われるということで、それぞれ担当の方が代わられると思いますけど、まずはご苦労様でした。

新しい委員長、また、それぞれの役職に就かれる方には、大変お世話になるなと思って、お話を聞かせていただきました。

それぞれ後で詳しく報告しますが、関東の地震も少しずつ、まだ落ちついてきてるわけじゃないですけど、国土交通省へ行きますと、大方、何とか道路は、ガタガタだけど通れるようにしたと。我々が出て行ってやらないかんような大がかりなところはある程度目途がついたということで、徐々に国土交通省もテックフォースとか、ああいう方々を引き上げ始めてみえるそうです。

それと、今日のニュースで言ってましたけど、日赤もたくさん、日赤関係の医師の方とか、看護師の方がダッと全国から集められて、現地に入ってみえましたが、徐々に地元の病院や診療所が回復し始めてきてて、何とか地元で対応できるような状況になりつつあるということで、日赤もそれぞれ引き上げるというような状況だそうです。

ただ、被災地は何ら生活、暮らしの部分においては何もまだ手がつかないような状態だと思うんですけども、今日、実は日本下水道協会からの依頼で、管工事組合の事業者の方に行っていただくということになりまして、相談をしたら、管工事組合としては組合長と副組合長でまずは行く

ということだそうですので、今、古田設備さんと加納設備さんに朝来ていただいて、激励というか、お願いをさせていただきました。

もちろん、うちの職員も2人ついて、現地に入っていくというようなことなんですけど、今後は多分、各自治体への要請がもっともって増えてくるんじゃないかなと思いますけど、できる限りのことは対応していきたいなと思っておりますので、ぜひまた議会の皆さんにおかれましても、ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、今回の第2回瑞浪市議会定例会に上程します議案でございますけれども、まともりましたので、理事（兼）総務部長からまた説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（榛葉利広君）

ありがとうございました。

○委員長（榛葉利広君）

それでは、1、令和6年第2回瑞浪市議会定例会についてを議題といたします。

本定例会の提出議案について、説明を求めます。

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

おはようございます。それでは、令和6年第2回市議会定例会に上程いたします議案について説明いたします。

資料の議案予定表をご覧ください。

上程いたします議案は、条例案件14件、人事案件4件、予算案件14件、その他の案件2件の合計34件となります。

議第2号の人事案件につきましては、後ほど市長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2月27日に上程いたします議案について説明いたします。

初めに、条例案件です。

議第3号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正は、法律の一部改正に伴い、法別表第2を引用している条文の整備を行うための改正となります。

次に、議第4号 瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正は、地方自治法及び同法施行令の条ずれに対応するための改正です。

2ページをお願いします。

議第5号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定の追加と、期末手当の支給割合を改定するための改正でございます。

議第6号 瑞浪市監査委員条例の一部改正は、地方自治法の条ずれに対応するためのものです。

議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、特定教育・保育施設の書面掲示及び書面等の交付・提出について、参酌すべき国の基準の改正に準じた改正を行うものです。

議第8号 瑞浪市介護保険条例の一部改正は、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者が負担する介護保険料の保険料率等を規定するための改正です。

議第9号 瑞浪市国民健康保険条例の一部改正は、退職者医療制度の廃止に伴う条文の整備、国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準等について、政令改正に伴う所要の改正です。

議第10号 瑞浪市附属機関設置条例の一部改正は、瑞浪市「人・農地プラン」検討会を瑞浪市「地域農業経営基盤強化促進計画」検討会に改めることに伴う所要の改正です。

3ページをご覧ください。

議第11号 瑞浪市営住宅管理条例の一部改正は、市営住宅入居における連帯保証人の確保要件を廃止し、一部文言表記等を改めるための改正です。

議第12号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、地方自治法の条ずれに対応するための改正です。

議第13号 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正は、下水道法施行規則の改正に伴い、引用規定を見直すための改正です。

議第14号 瑞浪市都市公園条例の一部改正は、夜間照明設備の使用料に関する規定から、樽の上野球場を削除するものです。

議第15号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、政令の改正に準じて、消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるための改正です。

議第16号 瑞浪市手数料条例の一部改正は、政令改正に準じて、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所などの設置許可申請の審査などに係る手数料の額を改正するものです。

4ページをお願いします。

人事案件3件は、後ほど市長から説明がありますので、先にその他の案件と予算案件を説明いたします。

その他の案件の議第20号 財産の取得については、災害対応特殊救急自動車の購入に係るもので、「瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次の議第21号 財産の取得については、同じく消防団の消防ポンプ自動車の購入に係るものです。続きまして、予算案件です。

議第22号 令和5年度瑞浪市一般会計補正予算（第13号）は、国の物価高騰対応重点支援給付金の給付に係る予算で、先に対応した非課税世帯に加え、市民税の均等割のみの課税世帯への給付と、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の子ども加算分の給付に係るものです。補正額は1億500万円

となります。

議第23号 令和5年度瑞浪市一般会計補正予算(第14号)は、年度末を控え、事業費確定などによる減額や財源の更正などに係る予算で、6億4,500万円減額するものです。併せて、継続費補正、繰越明許費補正、債務負担行為補正、地方債補正を計上いたします。

次からの5つの特別会計等の補正予算につきましては、年度末を控えまして、歳入の見込みや事業費の確定などにより補正を行うものです。

議第24号 令和5年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算を310万円減額し、補正後の予算額を6億3,500万円とするものです。

議第25号 令和5年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算を230万円追加し、補正後の予算額を36億7,180万円とするものです。

5ページをお願いします。

議第26号 令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算を150万円減額し、補正後の予算総額を36億8,860万円とするものです。

次に、議第27号 令和5年度瑞浪市水道事業会計補正予算(第3号)は、動力費や工事費の確定により、収益的支出で900万円減額し、資本的支出で8,200万円減額するものです。

議第28号 令和5年度瑞浪市下水道事業会計補正予算(第3号)は、電気料の減額、工事費の確定により、収益的支出で8,850万円減額し、資本的支出で3,440万円減額するものです。

続きまして、令和6年度の当初予算です。

議第29号 令和6年度瑞浪市一般会計の当初予算は、前年度比18.3%増の190億5,000万円を計上しました。主な事業は、子育て支援の充実やシティプロモーション、市制70周年記念事業、東濃中部病院事務組合負担事業、瑞浪駅周辺再開発事業、消防指令センター共同運用事業、市民体育館施設改修事業などです。

また、継続費、債務負担行為、調査費及び一時借入金の限度額などを定めます。

議第30号 令和6年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算は、前年度比6.7%増の6億6,700万円を計上しました。

議第31号 令和6年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算は、前年度比0.5%減の34億4,200万円を計上しました。

議第32号 令和6年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算は、前年度比5.7%増の37億1,860万円を計上いたしました。

議第33号 令和6年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算は、前年度比19%増の3,570万円を計上いたしました。

次に、議第34号 令和6年度瑞浪市水道事業会計予算は、収益的支出及び資本的支出の合計が、前年度比4.2%の17億5,430万円を見込みました。

議第35号 令和6年度瑞浪市下水道事業会計予算は、収益的支出及び資本的支出の合計が、前年度比3.2%減の20億1,340万円を計上いたしました。

以上で、私からの議案の説明とさせていただきますが、この中で3件、提案日での採決をお願いしたい案件がございます。

その他の案件の議第20号と議第21号の財産の取得について、救急車両と消防車両の購入案件とありますが、ベースとなる車両と装備品の確保、並びにその改造、取り付け等に日数を要することから、提案日での採決をお願いします。

また、議第22号 令和5年度瑞浪市一般会計補正予算（第13号）は、国の物価高騰対応重点支援給付金の給付に係る予算ですので、できるだけ速やかに対象世帯に給付いたしたく、提案日での採決をお願いします。よろしくお願いいたします。

以上で、人事案件以外の説明といたします。

○委員長（榛葉利広君）

ご苦労様でした。

次に、市長 水野光二君。

○市長（水野光二君）

それでは、議第2号、議第17号から議第19号の人事案件4件についてを説明させていただきます。

議第2号は、議会の議員のうちから選任されます瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。本案件につきましては、議会開会日の2月22日に上程いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第17号からの人事案件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるものでございます。

議第17号は、人権擁護委員の伊藤恭司委員の任期が令和6年6月30日をもって満了となります。引き続き、伊藤恭司さんを人権擁護委員の候補者に推薦したいと思っておりますので、「人権擁護委員会法」第6条の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議第18号は、人権擁護委員の柴田洋子委員の任期が令和6年6月30日をもって満了となります。新たに稲津町の和田さき子さんを人権擁護委員の候補者に推薦したいと思っておりますので、「人権擁護委員会法」第6条の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、議第19号は、人権擁護委員の松原志津子委員の任期が令和6年6月30日をもって満了となります。新たに明世町の山内智子さんを人権擁護委員の候補者に推薦したいと思っておりますので、「人権擁護委員会法」第6条の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（榛葉利広君）

次に、提出議案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

議会事務局総務課長 加藤真由子君。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

おはようございます。それでは、ただ今、説明のありました議案の取り扱いについて説明いたします。

人事案件の議第2号 瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについては、ただ今、市長から説明がありましたとおり、2月22日開催の定例会初日に、役員選挙後、執行部から追加上程、説明があり、委員会付託を省略して、質疑、討論、採決を行います。

次に、条例案件、議第3号から議第16号までの14議案は、2月27日に議案上程、説明し、3月5日に質疑の後、それぞれ所管の常任委員会に付託し、3月22日最終日に委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

次に、人事案件、議第17号から議第19号の3議案は、2月27日に議案上程、説明の後、委員会付託を省略し、同日に討論、採決まで行います。

次に、その他の案件、議第20号及び議第21号の2議案は、先ほど、理事（兼）総務部長からご説明がありましたように、2月27日に議案上程、説明し、これは同日の議決を要する案件ですので、議案質疑の後の経済建設委員会に付託し、休憩中に経済建設委員会を開催します。委員会後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決まで行います。

次に、予算案件の議第22号から議第35号までの14議案につきましては、定例会初日に議案上程、説明を行い、予算決算委員会に付託します。このうち、議第22号については、初日に議決する必要がありますので、定例会初日の休憩中に予算決算委員会を開催、審査を経た上で本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行うことといたします。

これ以外の議第23号から議第35号までの13議案は、3月11日、12日、13日を予備日として、予算決算委員会の審査を経て、3月22日の最終日に委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議案の取り扱い案の説明といたします。

○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、提出議案は、ただ今の説明のとおり取り扱うことといたします。

○委員長（榛葉利広君）

ここで、執行部の皆さんは退席願います。

ご苦労様でした。

〔執行部 退席〕

○委員長（榛葉利広君）

すみません。ただ今、事務局の説明の中で訂正があるということですので、もう一度お願いいたします。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

申し訳ありません。

予算案件の14議案について、定例会初日に議案上程と私、先ほど申しましたが、2日目の27日に

上程されます。申し訳ありません。訂正させていただきます。

○委員長（榛葉利広君）

よろしく申し上げます。

○委員長（榛葉利広君）

次に、2、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

定数は、「瑞浪市議会委員会条例」第4条第2項に規定されております6名です。

「議会運営委員会に関する申し合わせ事項」第1条第1項に規定されております選出基準により選出しております。

会派別の名簿につきましては、別紙のとおりでございます。Dropboxに入っております。

申し合わせ事項に基づきまして、新政みずなみから5人、一人会派の2会派から1人の合計6人を選出したいと思っております。

各会派から選出していただいた6人を次の議会運営委員会へ申し送りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（榛葉利広君）

次に、3、各委員会の設置等についてを議題といたします。

前々回（1月19日）の議会運営委員会において、令和5年に設置されていた3特別委員会のうち、「総合計画特別委員会」は第7次瑞浪市総合計画の採決により消滅することを確認し、また、「リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会」及び「議会改革特別委員会」を継続することを決定いたしております。

ここでお諮りいたします。

委員会の定数につきましては、「リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会」は7人、「議会改革特別委員会」は8人ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の設置と構成については、ただ今のとおりといたします。

それでは、そのように時期の議会運営委員会に引き継ぎたいと思っております。

次に、常任委員会の定数につきましては、条例で定めてありますので、「総務民生文教委員会」を8人、「経済建設委員会」を8人、「予算決算委員会」を16人全員にしたいと思っております。

「広報広聴委員会」につきましては、副議長、3常任委員会委員長、議長が指名する委員としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

では、そのように引き継ぎたいと思います。

○委員長（榛葉利広君）

次に、4、役員選挙の日程についてを議題といたします。

事務局に説明させます。

議会事務局総務課長 加藤真由子君。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

よろしく申し上げます。

令和6年2月22日開催の令和6年第2回市議会定例会、役員選挙の日程（案）について、一般的な流れを説明いたします。

日程（第1号）として、初めに開会宣言、市長挨拶の後、会議録署名議員の指名、会期の決定、ここで一たん休憩に入ります。

休憩中に議長から辞職願の提出があります。

このため、議長は除斥のため退席された状態で、副議長の議事進行により会議を再開し、日程（第2号）を追加して、議長の辞職の許可を諮ります。

議長の辞職が決された後、前議長の入室を許可し、辞職の挨拶をいただきます。

ここで、一たん休憩を取ります。

休憩後、議長選挙の宣告を行い、立会人の指名、投票、当選の告知の後、新議長に演台にて就任のご挨拶をいただき、議長席についていただき、ここで再度休憩に入ります。

休憩中に副議長から辞職願が提出されます。

このため、副議長は除斥のため退席された状態で、会議を再開し、日程（第3号）を追加して、副議長の辞職の許可を諮ります。

副議長の辞職が決された後、前副議長の入室を許可し、辞職の挨拶をいただきます。

ここで、一たん休憩を取ります。

休憩後、副議長の選挙の宣告を行い、立会人の指名、投票、当選の告知の後、新副議長に演台にて就任の挨拶をいただき、副議長は自席へ戻られます。

次に、リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員辞任許可、及び議会改革特別委員の辞任許可を諮った後、議会運営委員の選任を行います。

ここで、再度休憩に入りますので、執行部の退席を許可し、要職以外の執行部は退席します。

休憩中に第4回議会運営委員会を開催し、議題は①正副委員長の選出と議席の指定、②第2回定例会の運営について。こちらは、新議会運営委員に定例会の議事の確認を行います。

③議会選出監査委員の選考、④常任委員の選考、⑤特別委員の選考、⑥東濃西部広域行政事務組合議員の選考、⑦東濃中部病院事務組合議員の選考、⑧議長より議会広報広聴委員の指名、⑨都市

計画審議会委員の選考、⑩変更の必要がある場合となりますが、民生委員推薦会委員の選考、⑪閉会中の継続審査の申出について、⑫その他、の順に進行していただきます。

議会運営委員会終了後、本会議を再開し、議長より議会運営委員会の正副委員長の報告をしていただきます。

続いて、日程（第4号）を追加し、議長より常任委員の選任、特別委員の選任を行い、委員会開催のため、再び休憩に入ります。

休憩中に第1委員会室と議会図書室で、総務民生文教委員会と経済建設委員会、続いて、リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会と議会改革特別委員会をそれぞれ同時に開催し、その後、第1委員会室で予算決算委員会を開催します。それぞれの委員会で正副委員長の選出と議席の指定を行っていただきます。

各委員会終了後、本会議を再開し、議長よりおのこの正副委員長の報告をしていただきます。

続いて、東濃西部広域行政事務組合議員の選出と東濃中部病院事務組合議員の選出を行っていただき、再び休憩に入ります。

休憩中に、市長から監査委員の選任同意について議案が上程されます。このため休憩後、会議を再開し、市長から議案上程を受け、日程（第5号）を追加し、瑞浪市監査委員の選任に係る除斥のため、監査委員予定者が退場されます。瑞浪市監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案説明、選任同意の採決を諮ります。

議決後、監査委員に入場を許可します。

これで、2月22日の役員選挙の全日程が終了ということになります。

以上で、議会開会日の日程（案）の説明を終わります。

○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですかね。

別段発言もないようですので、役員選挙の日程につきましては、ただ今の説明のとおり取り扱うことといたします。

○委員長（榛葉利広君）

次に、5、その他を議題といたします。

何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、ただ今、協議いたしました内容は、本日開催の全員協議会で報告いたします。

○委員長（榛葉利広君）

以上をもちまして、令和6年第3回議会運営委員会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前9時27分 閉会